

# OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門

オープンソースビジネスの「今」を伝える

**オープンソースカンファレンス  
2018.Enterprise**

2018年12月14日(金)

OSSライセンス姉崎相談所

姉崎章博

- ソフトウェアを開発した人の権利は著作権法で守られています。
- 法律のうえではソフトウェアも著作物のひとつです。
- 著作物を作り上げた人が正当な対価を得るのは当然です。
- その権利を守る法律が著作権法です。

みんなおかしいが  
例えば、  
これで正しいのか



さて、ソフトウェアではなく、プログラムですが、  
プログラムも著作物のひとつですか？

## 日本国著作権法

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

…

一見、そう見えます…が、

九 プログラムの著作物

「プログラムが著作物」ではなく「プログラムの著作物」

# そもそも、著作物とは？

(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 **著作物** 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

従って

**プログラムのうち創作性のあるものが著作物**

# 創作性（著作物性）？

パテント2007 Vol. 60 No. 6 特集《平成18年度著作権委員会》井上 正「プログラムの著作物性」より

「作成者によって

個性的な相違が生じるものであること」

著作物に該当しない(創作性がない)ものとして  
プログラムであっても保護されない例として

- 誰が創作しても同じものとなるプログラム
- 簡単な内容をごく短い表記法によって記述したものの
- ごくありふれたもの

# 動かないOSSを苦勞して動かしたら著作権は？

## • それでも、ありません。

- 何を創作したと言えるか？ … きびしい
- 他の人が苦勞して動かしたら、別の記述になるのか？ … そうはならない



製品性と著作物性は、直接は関係ない

**製品性で著作権があると勘違い**している人が多い

# プログラムなら保護されると勘違いしている例1

- 「製図プログラム事件」

(東京地裁 平成13(ワ)17306号)

1.原告は、いろいろ見た目も処理も似ているので、  
著作権侵害されたと主張

2.見た目の推測でしかなく、

流用された事実は確認できなかったもので、棄却

⇒著作権侵害は、**「類似」かつ「依拠」**が必要

# プログラムなら保護されると勘違いしている例2

- 「宇宙開発事業団事件」

(知財高裁 平成18(ネ)10003号)

1. 控訴人は、学生時代からの研究テーマであり、その研究成果で作成できたプログラムと主張

2. 被控訴人である団体に所属して、その仕事として作成したプログラムは、自動的に法人著作物で棄却

⇒自分に著作権がなければ、当然、棄却される

2015年、VMware ESXにLinuxカーネルが使われていると提訴したHellwig氏も棄却



# プログラムなら保護されると勘違いしている例3

- 「混鉄車自動停留ブレーキ及び連結解放装置プログラム事件」(知財高裁 平成21(ネ)10024号)

1. 本件プログラムのうち、DHL車側プログラムについては、200行前後あり、制御部分は50行程度
2. 複雑で新規性があると主張するが、ハードウェアの動作シーケンスに依存する50行程度のロジックに創作性があると認められず、棄却

特許と勘違いしたような

⇒新規性を主張しても著作物としては保護されない

# 結局

プログラムなら著作権で保護される

のではなく、

**創作性のあるプログラムが保護される**

# 創作性のあるプログラムはどう保護されるのか？

著作者が権利を専有する(他人が行使すれば権利侵害)と法で定義

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する**権利を専有する。**

...

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する**権利を専有する。**

# 著作権侵害への救済手続

<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/infringe/remedy/remedy03-4.html>

- 裁判所での民事手続による救済

- 差止請求（著作権法第112条）
- 損害賠償請求（著作権法第114条）
- 不当利得返還請求
- 名誉回復等の措置請求

- 刑事事件として告訴し、刑事罰の適用を求める

- **10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する（著作権法第119条）
- **法人は3億円以下の罰金刑**（著作権法第124条） 両罰規定



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

ホーム

経済産業省

政策について ▶ 政策一覧 ▶ 経済産

著作権侵害への救済手続

# 著作権とは？

支分権(次ページ)の束であり、

財産権における「○○権」は

他人が「**無断で○○すること**」を止めることができる

(条件を付けて、他人が○○することを認める)

権利(許諾権)

文化庁 著作権テキスト より

# 支分権

なぜ、このような権利が著作者に与えられるのか？

文化庁 著作権テキスト より

著作者の権利(著作権)

著作者人格権

公表権

氏名表示権

同一性保持権

著作権(財産権)

複製権

上演権・演奏権

上映権

公衆送信権

公の伝達権

口述権

展示権

譲渡権

貸与権

頒布権

二次的著作物の創作権(翻訳権など)

二次的著作物の利用権

許諾がなければ一切、複製も改変もできない？

そんなことはない。

「私的複製は許される」とよく聞くとと思う。

～家庭内でのダビングなど。

「これは○、これは×」というルール

で覚えると間違える。

**著作権の基本に、ちょっと触れてみよう**

# 著作権法の目的

第一条 この法律は、著作者の権利保護を目的とする？  
著作物並びに・・・隣接する権利を定め、  
これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、  
著作者等の権利の保護を図り、  
もつて  
**文化の発展に寄与することを目的とする。**



## 「インターネット時代の著作権」丸善、P52

著作者は著作物の作成にあたって必ずなんらかの形で  
**先人の文化遺産を撮取**し、これをベースにしているはずである。  
とするならば、新たに作成された著作物も一定の間は創作した人へのご褒美として権利を与え、その独占的利用を認める必要があるが、その時期以降はすべての人に開放して、後世の人々が先人の**文化遺産**の**ひとつとして自由に利用**できるようにしなければならない。

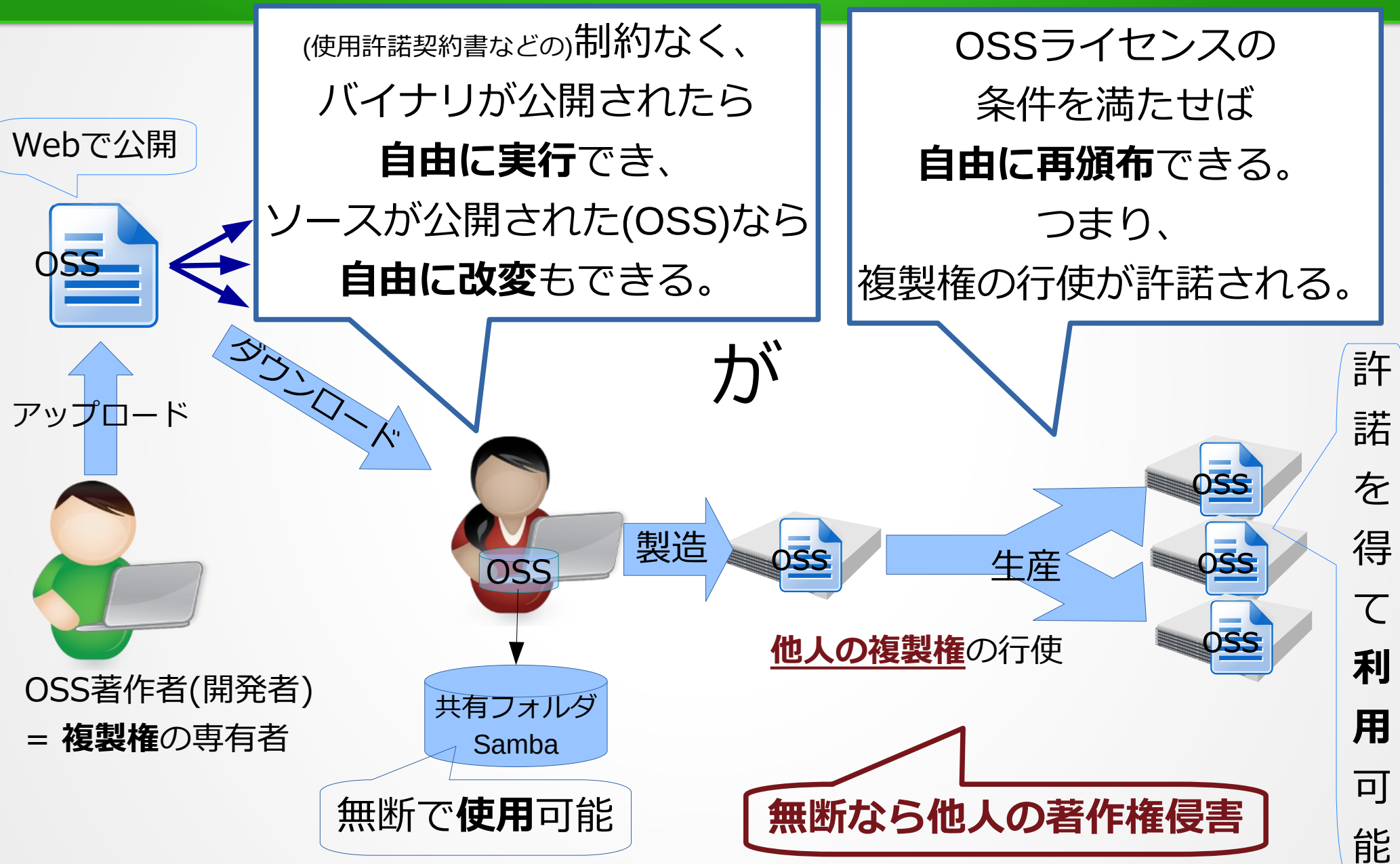
(中略)また、

著作物はそれを作成した著作者**個人のモノ**であることには間違いないが、見方を変えると、それは**国民全体の共通財産**としての一面をもっているともいえる。

したがって、**たとえ保護期間内であっても、一定の範囲内での自由利用を国民に認めることはその国の文化の発展にぜひとも必要なこと**といわなければならない。

著作者の権利を守る法律  
とは、単純に言いがたい

# ところで、OSSライセンスは「先人の文化遺産を撮取し」「自由に利用できる」ようにする



# OSSライセンス、特にGNU GPLは

「保護期間内での自由利用を積極的に推進する」

自由利用のためにソース開示が許諾条件(GPL)

感化 ↓ プログラム以外に適用できるように

CC-クリエイティブ・コモンズ  
(文化庁「自由利用マーク」)

# 著作権法と特許法の目的の比較

第一条 この法律は、  
著作物並びに・・・隣接  
する権利を定め、  
これらの文化的所産の公  
正な利用に留意しつつ、  
著作者等の権利の保護を  
図り、  
もつて文化の発展に寄与  
することを目的とする。

第一条 この法律は、  
  
発明の保護及び利用を図  
ることにより、発明を奨  
励し、  
もつて産業の発達に寄与  
することを目的とする。

# 公正な利用 ≡ 米のフェアユース(?)

「フェアユース」というワイルドカードではなく、個別列挙

特許にはない20条にも及ぶ「自由に使える場合」

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu\\_jiyu.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html)

## 第五款 **著作権の制限** (第三十条－第五十条)

例えば

- 私的使用のための複製 (第30条)
- 図書館等における複製 (第31条)
- 引用 (第32条)
- 教科用図書等への掲載 (第33条)
- 営利を目的としない上演等 (第38条)
- プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第47条の3)
- 保守, 修理等の一時的複製 (第47条の4)
- 情報解析のための複製等 (第47条の7)

# 大々的に「著作権の制限」がある理由

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu\\_jiyu.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html)

いかなる場合であっても、

著作物等を利用しようとするたびごとに、

著作権者等の許諾を受けなければならないとすると、

文化的所産である著作物等の

公正で円滑な利用が妨げられ、

かえって**文化の発展に寄与することを目的とする**

**著作権制度の趣旨に反することにもなりかねないため**

**⇒だから、限られた範囲で複製・改変が許されている**

# 文化の発展に寄与することを目的とする 著作権制度の趣旨に反する 理由の私の推察

製品の機能は、それが**特許**であろうがなかろうが  
ユーザ視点で製品価値は変わらない。

一方、著作物の文章や絵画、音楽などは  
見たり、聞いたり、**著作物**を享受できなければ  
ユーザ視点では価値を認識しようがない。

**一定の範囲内で、享受できる機会を与え、  
価値を認識してもらうことが文化の発展に寄与する  
からではないだろうか**

～特許に比べ違反が発覚しにくい理由の一つ



# 著作権は、(特許権と違い)

「ある程度、公にして価値を理解してもらいたい」

という方向性と

「ある程度以上は勝手に利用されたくない」

という逆の方向性との

**微妙なバランスの上に成り立っている権利**

といえると思う。

～特許を扱う知財担当は、この辺の理解が足りないかもしれない



ということで、OSSの自由はライセンスだけではなく

1. 著作権の対象外「**使用**」：実行
2. 著作権の制限内：私的な複製・改変
3. 著作権をライセンスで許諾：再頒布(複製・改変)
4. 著作者が**暗黙に許諾**：企業G内での複製・改変

「OSSライセンスにより自由が保証されている」などと  
大雑把に捉えていると他人の著作権を侵してしまう

# 一般にシステム構築は『使用』の範囲

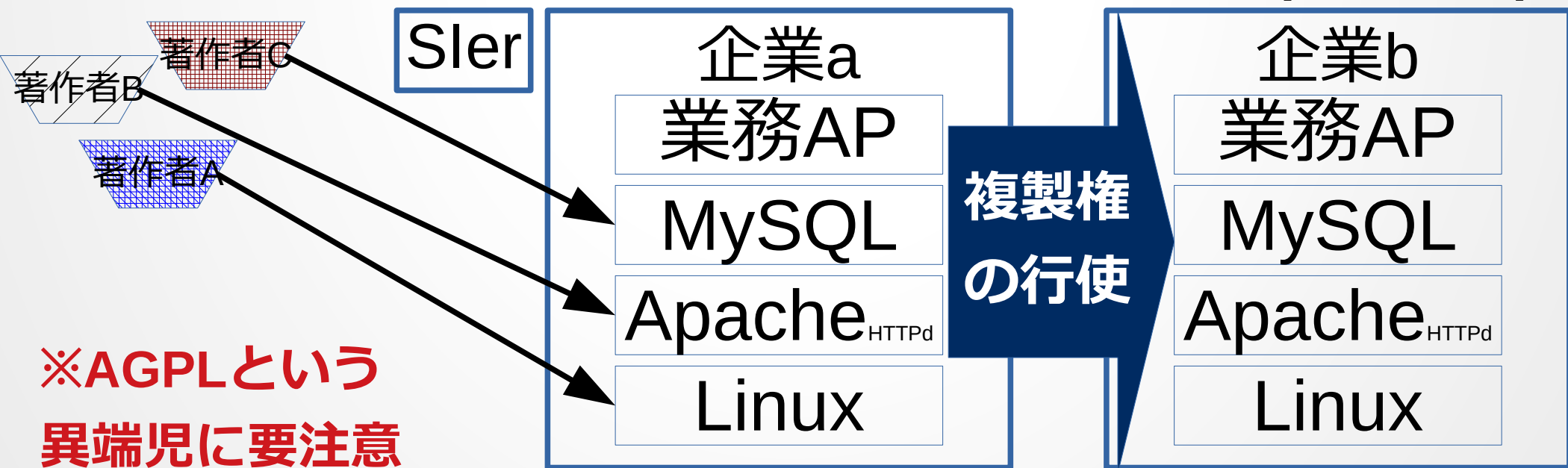
世界中のWebサービス企業がその恩恵にあずかり、大きく成長した

## 1. WebサイトからOSSをダウンロード、業務AP開発

- 著作者がダウンロード可にしており、著作者の複製権の行使
- Sierがダウンロードしても関係ない - 企業aが所有者

## 2. 実行のための複製(コンパイル)・改変は著作権の制限内

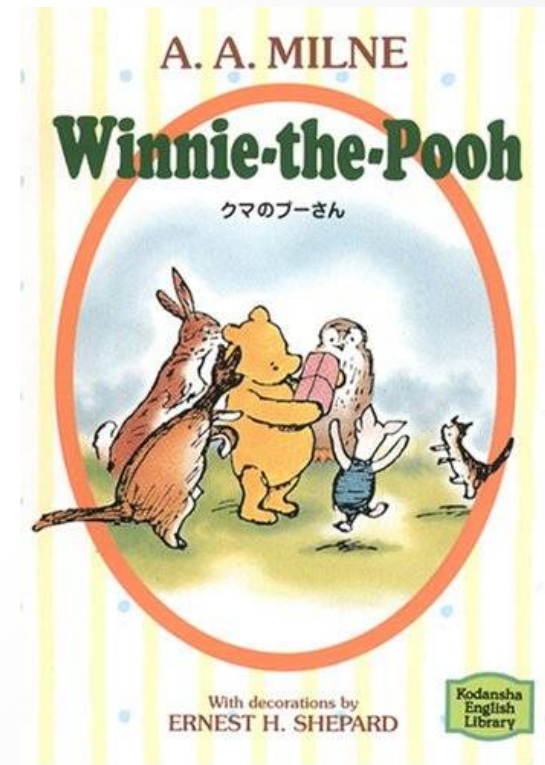
- 企業aがやろうが、Sierがやろうが関係ない - 企業aが所有者
- **ただし**、Sierまたは企業aが**横展開**すれば、それは**頒布(利用の範囲)**



※AGPLという  
異端児に要注意

# 著作権法に基づくOSSライセンスは

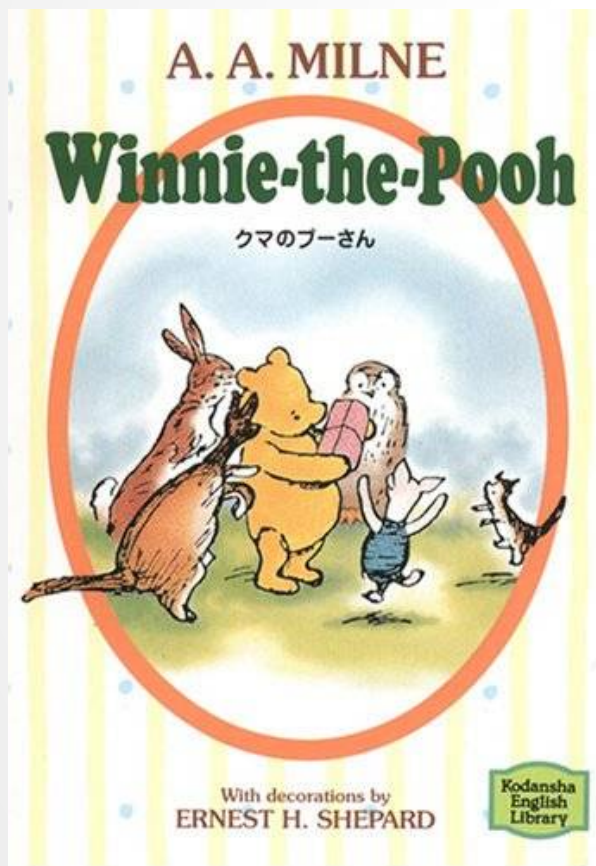
- 製品ではなく、著作物を見る必要がある
  - **HW/SW製品自身は、著作物ではない**
  - 例えば、2017年5月に著作権が切れた児童小説「クマのプーさん」の書籍自身は、著作物ではないのと同じ



<https://images-na.ssl-images-amazon.com/images/I/51Y%2Bx9v7weL.jpg>

# 著作権切れ直後に出版された翻訳本

- 「クマのプー」 <https://www.kadokawa.co.jp/product/321611000170/>
- なんか違う…
- 書籍という商品は著作物でないから



1956年死亡  
2017年5月  
著作権切れ

自由に翻訳・出版可能

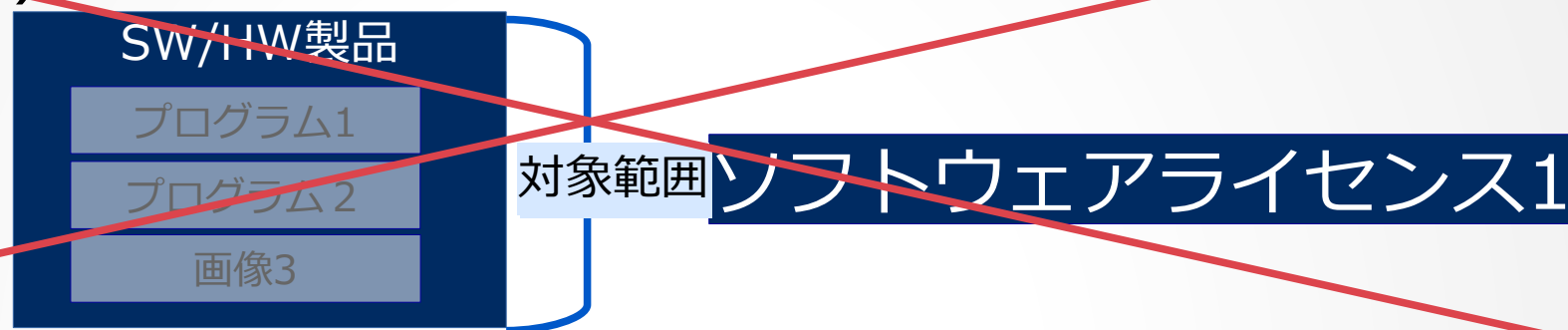
1976年死亡  
自由に翻訳・出版はできない

2037年5月  
まで切れない



# OSSライセンスは著作物単位で考えなければならない

~~一般の(商用)ソフトウェアライセンスと異なり~~



著作物ごとに著作者が違うのだから、許諾条件としてのライセンスも違い、それぞれで満たす必要がある。





ということで

# OSSライセンスとは～著作権を権限とした解釈

という論文を執筆し、2013年

著作権情報センター(CRIC)の

「第9回著作権・著作隣接権論文」佳作入賞

論文公開中→

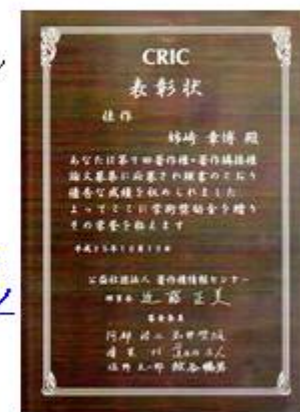
## 第9回著作権・著作隣接権論文 佳作入選

公益社団法人著作権情報センター CRICが2013.09.03に発表した「第9回著作権・著作隣接権論文募集」入賞論文決定で、応募した「OSSライセンスとは～著作権法を権原とした解釈」が佳作に入選しました。

### 論文要旨

OSC2016 Tokyo/Fallの講演で OSSライセンスとは～著作権を権原とした解釈 CRIC受賞論文の概要をご紹介します。プレゼンのスライド。

「著作権・著作隣接権論文集 第9回」は、CRIC資料室、東京都立図書館、などで閲覧できます。



<http://www.osslicense.jp/OSSlicense/CRICaward.html>

# 「著作権を権限とした解釈」とは

OSS開発者が何の権利で条件を付けているか。

**契約の債権を権限とした解釈**は  
いろいろ問題が出てくる。一方、  
**著作権を権限とした解釈**により、  
世の中に出回っている都市伝説を  
間違いと認識することができる。

## OSSライセンス 姉崎相談所

The OSS license Office  
of ANEZAKI

ツイート



本日の資料  
イメージで  
すが公開し  
ています



論説

論説

ツイッターで断片的に述べたことを小論文風にまとめてみました



ユーレイミカの  
OSSライセンスお勉強の旅

ユーレイになったミカが、OSSライセンスをお勉強。先輩のシラタマに著作権について教えてもらうが・・・



「第9回著作権・著作権隣接権論文募集」入賞論文

「第9回著作権・著作権隣接権論文募集」で、「OSSライセンスとは～著作権法を 権原とした解釈」が佳作に入選  
2013.09.03

@IT連載 企業技術者のためのOSSライセンス入門

企業がオープンソースソフトウェアとうまく付き合い、豊かにしていくために最低限必要なライセンス上の知識を説明。(2008年12月～全6回)

OSSライセンスで条件を指定する権利はどこからくるのか？

オープンソースソフトウェアについて解説した記事の中には、「OSSライセンスは契約である」という誤解を目にすることが多い。論文を執筆した背景を解説。

PROFILE

姉崎 章博 ,Akihiro ANEZAKI

2018年12月14日

OSC2018.Enterpriseで講演します -OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門 16up前半/後半